

令和元年 6 月 2 8 日

令和元年度第 3 回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和元年6月28日（金）午後3時00分
場所 美浦村役場3階委員会室

日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 報告事項

- | | |
|-------|--|
| 報告第1号 | 令和元年度要保護・準要保護児童生徒の認定者報告について |
| 報告第2号 | 「美浦村立小学校の適正規模並びに適正配置（案）」への意見募集並びに村民説明会開催報告について |
| 報告第3号 | こどもを守る110番の家ネットワークの再構築について |
| 報告第4号 | 美浦村図書ボランティア実施要綱について |
| 報告第5号 | 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程 |

4. その他

5. 閉会

報告第 1 号

令和元年度要保護・準要保護児童生徒の認定者報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

個人情報に関する案件のため非公開

報告第 2 号

「美浦村立小学校の適正規模並びに適正配置（案）」への意見募集
並びに村民説明会開催報告について

令和元年 6 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

定例教育委員会資料

「美浦村立小学校の適正規模並びに適正配置（案）」に関する意見募集実施結果について

1 実施結果

募集期間	令和元年5月27日（月）～令和元年6月26日（水）
募集方法	意見募集箱を学校教育課、中央公民館、保健センター、みほふれ愛プラザに設置したほか、学校教育課への郵送・ファックス・電子メール・持参のいずれかにより募集。 なお、村内各世帯に案内を配布したほか、村ホームページ、村公式ツイッター・フェイスブックへの掲載による情報発信を行った。
意見提出者数	8人
意見件数	8件（学校教育課 7件、地域交流館 1件）
村ホームページ閲覧数	441件

2 提出された意見（要約）

意見No.	提出された意見
1	安中小と木原小を統合してほしい。その後、小中一貫校または中学校の近くの場所に小学校を作り、グラウンドは小中兼用とすれば良い。
2	最初から小中一貫校で。
3	（新たな場所に建設した後に統合するに賛成） 立地場所は、中学校に近隣し施設等の充実を図り集える環境として村民交流の基盤とする。意見を公開し説明会を随時開催し理解を求めて欲しい。
4	スクールバスを運行について、大谷小学校を中心に木原や安中の児童をバス通学にした方が、バスの運行コスト等の面で良いのではないか。上記の理由により、新校舎建設の場所も、今後の児童数推移予想も含めて現大谷小学校に近いところが良い。 子どもたちにも意見を聞いてほしい。子どもたちにもわかりやすい表現に変えて意見を聞き、反映させてほしい。廃校後の土地は、子どもたちがたくさん遊べる場所になると良い。

5	・統合するのであれば、新校舎を新たな場所に新設する。 ・完成後、現在の3つの小学校を一度に統合する。 ・この条件が、どの小学校区にとっても平等な条件である。 令和4年度に、安中小学校に複式学級が生じてしまうことを事務局は問題視している。事務局は2段階統合を提案しているが、統合される2校の児童は2回校舎を移ることになる。このことは、小学生にとって精神的に大きな負担がかかる。統合新校舎に移れないまま卒業する児童が多数出てしまい、自分たちの母校は一体どこだったのかという思いをさせてしまう。保護者も同じ気持ちであり、母校愛もなくなり教育の平等性を考えても極めて不公平である。教育は平等でなければならず、統合の条件も同じ。2段階統合はせずに完成後に一つになることが唯一平等と言える。 安中小学校に複式学級が生じてしまうことを問題視するのであれば、安中小学校の児童・保護者の意見を集約し、少人数でクラスを維持すべきか、大谷小学校または木原小学校に統合するという選択肢を考えるべき。 2校統合の場合、大谷小学校は2学級、木原小学校は単学級になる。安中小学校は40年以上前から、木原小学校もほとんどの学年が単学級になっているが、どの世代も立派な社会人になっている。新設小学校のできるまでの数年間を単学級で過ごしたところで、何か問題があるとは思えない。 美浦村立小学校あり方検討委員会は、自治体の政治的事情・財政的事情で進行しており、子供の教育や地域に根差した学校文化を一番に考えているとは思えない。適正規模・適正配置については、第4回あり方検討委員会時に木原小学校PTAが意見したとおり法令では定めていない。茨城県の指針も基準として参考に進めることは必要でも必ず従う必要性はない。地域にはいろいろ実情があるので、適正規模・適正配置はあくまでも一つの目安。 一番に考えるべきことは、子供たちの教育環境、地域共存の小学校文化。
6	適正規模の確保から発想されている今回の統合問題について、疑問を感じている。全く子供達の将来像が見えてこない。地域に子供が見えなくなる事がどの様な美浦村に変わってしまうか想像した上でもう一度考えてほしい。美浦の良さを育てる教育を基本に考えて欲しい。 統合ありきなら、新校舎が建つまでは、現状のままで学ばせて欲しい。
7	多くの選択肢の中で、適正規模・適正配置・財政事情・地区における心の拠り所としての学校の存在などを考慮し、下記の案が最善策と思う。 1) 新校舎が完成するまで現状のまま3校を管理運営する 2) 上記が無理なら、大谷小はそのまま、(適正規模に満たないが)木原小と安中小を統合する。(新校舎ができるまで。)

8	①統合の時期は、耐震年数１０年後が望ましい。３校共に現状維持としていただきたい。一クラスの人数は、多くても２０名規模が授業も受けやすい人数だと思う。また、少人数の場合は、異年令で独自の授業をして頂きたい。 ②上記の１０年間に、安中地区の活性化を官民一体となって考えて行きたい。
---	--

美浦村立小学校の適正規模並びに適正配置（案）に関する村民説明会
開催結果について

日 時 令和元年6月14日（金）19時～20時25分
場 所 美浦村中央公民館大ホール
出席者 33名

- （1）小学校の適正配置の基本的な考え方
 - （2）小学校の適正配置の方法
 - （3）適正配置を実施するための小学校統合（案）
- 参考 木原小学校PTAアンケート結果

〈主な意見〉 参)：参加者 事)：事務局

参) 令和4年で複式学級となるなら、新しい校舎ができて統合するのに5年かかるということなので、間に合わないだろう。複式学級になってもよいという考えで、3校を統合しようとしているのか。

事) 複式学級にならないよう、新しい校舎が出来る前に3校を統合するよう考えている。

参) 適正規模を満たさないことはまずいことなのか。教育的に適正規模を満たさないことに問題があるのか。国・県が示す規模だからか。

事) 適正規模についてはあり方検討委員会でも了承されている。適正規模を満たすために検討を重ねている。

参) 統合に賛成する。教員として複式学級を担当したことがある。二つの学年を同時に教えていくことは大変であるし、子どもたちも何を学んでいるのかわからなくなってしまう。学力低下を招く。

子どもの遊び場を手伝っていると3校それぞれに特色があり、個性がある。これを3校合せば特色ある学校となっていく。

適正配置の例の①～③と⑤～⑦はどこが違うのか。同じに思えるが。

事) ①～③は既存の小学校に統合し、そのままその施設を利用していくもので、⑤～⑦は一旦既存の施設に統合するが、その後新しい小学校を建設し移転するもの。

参) 複式学級解消を考えるのであれば、木原と安中、大谷と安中という2校の統合という考えはないのか。校舎ができるまでと考えるなら、木原と安中、大谷と安中でやっていった方が、費用の面でいうとそれが良いのでは。

事) 費用面で言えばそちらの方が掛からないかもしれないが、いずれの場合も単学級になる学校ができ、適正規模を満たせない。

参) 少子高齢化というが、人口を増やす努力をしないのか。なぜ適正規模にこだわるのか。人口が減っていくと中学生も減り、小中一貫となると思うがどのように考えているのか。

複式学級となることを防ぐなら、2校統合というように段階的に進めていけばよいのでは。もう少し広く意見を求めてはいかがか。

事) 村として人口を増やす政策は行っているが、全国的に人口が減っている中で増える見込みで計画は立てられない。堅い数字で計画を立てていく。

中学校の施設で小中一貫で出来るようになるまで、児童数が減っていくのを待っているような計画はしない。

参) 今年度、安中小学校から美浦中学校へ入学したのは8人だった。クラス替えがそんなに必要なら、なぜ今まで動かなかったのか。複式になるから慌てているなら複式を解消すればよいのでは。

事) 安中小がこれまで単学級であったことは事実であるが、過去には遡れない。適正規模を満たすように計画していく。

参) 新校舎を建設する財政的な体力が村にはあるのか。

事) 基金の積み立てを行い、残りは起債で行うよう計画している。公債費負担比率も県内では悪い方ではない。

参) 子どもの遊び場に参加している。3校それぞれの特色をそのまま続けてほしい。安中小をなくしてほしくない。安中小を小規模特認校にしては。本当に統合することが良いことなのか。個性をつぶしてしまう。課外授業等いろいろな体験により育てていって欲しい。

事) 安中小に木原小や大谷小の児童が通学できるようにする小規模特認校にする場合、美浦村の規模が小さいので難しい。また、元々の安中小の学区の子が違う学校に行けないのは不公平になる。

事) 本日の説明会での意見については、次回のあり方検討委員会で報告いたします。

報告第3号

こどもを守る110番の家ネットワークの再構築について

令和元年6月28日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

こどもを守る110番の家ネットワークの再構築について

1. 目的

小学生をはじめ子どもたちが、登下校途中又は外出中に犯罪等の危難に遭遇した場合に、直ちに避難することができる「こどもを守る110番の家」を設置することにより、学校、保護者及び地域住民が連携し、地域ぐるみで児童等の被害の未然防止を図ることを目的とする。

2. こどもを守る110番の家ネットワーク対応マニュアル（抜粋）

避難した児童等を保護した場合は、次のような対応をお願いします。

- 1 児童・生徒の身を保護してください。
- 2 次の通報事項を把握してください。
 - (1) 何があったのか。
 - (2) いつ発生したのか。
 - (3) 場所はどこか。
 - (4) けが等はないか。
 - (5) どんな人物か、人数は。
 - (6) 車のナンバーは。
- 3 児童・生徒の学校名、学年、組、氏名及び自宅の電話番号を確かめ、次のところへ連絡してください。

●平日の日中の場合

- (1) 警察へ
- (2) 該当する学校へ

学校名	電話番号
木原小学校	885-0120
安中小学校	886-0006
大谷小学校	885-2309
美浦中学校	885-0121

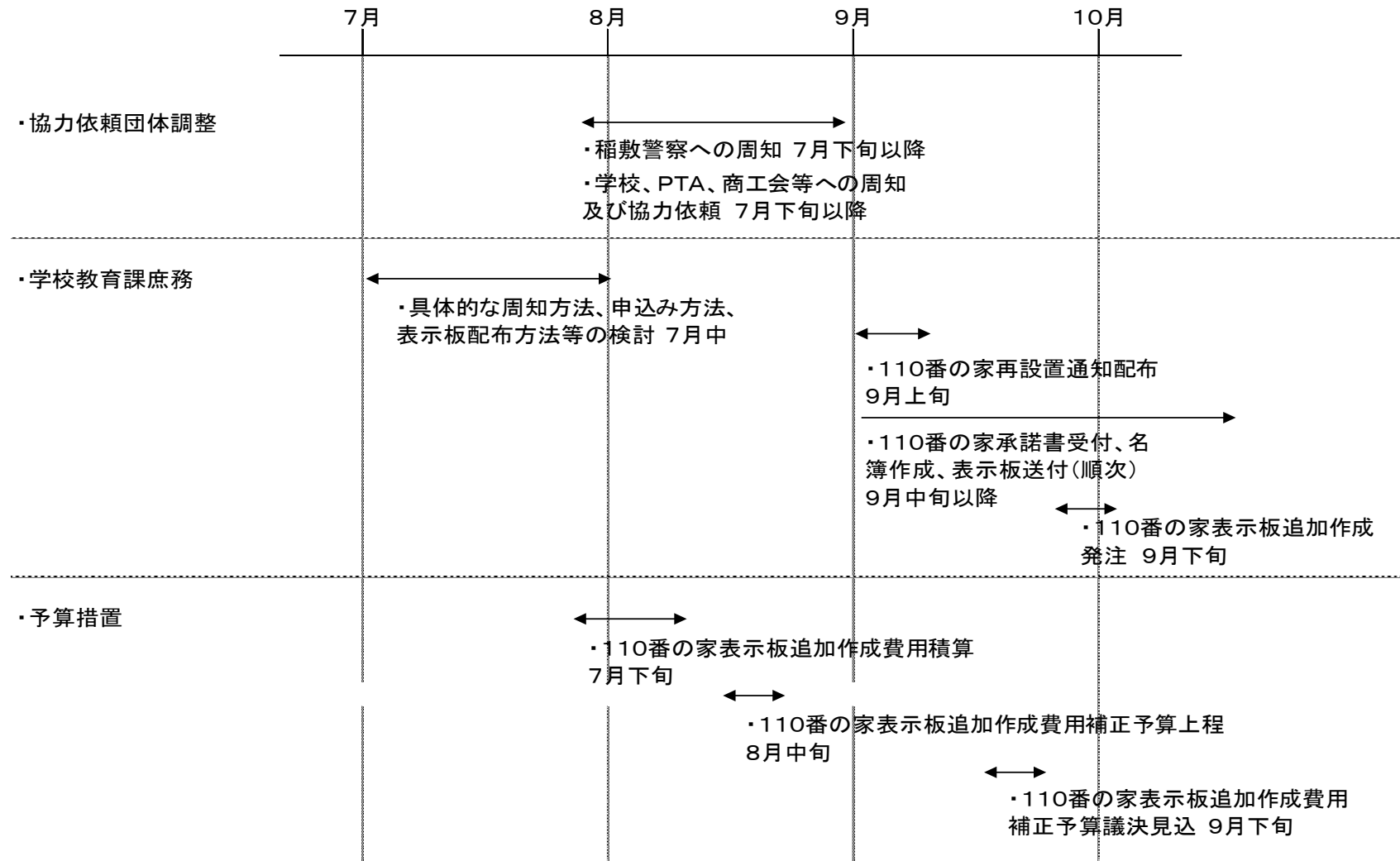
- (3) 児童・生徒の家庭へ

●夜間又は休日の場合

- (1) 警察へ
- (2) 児童・生徒の家庭へ
- (3) 該当する学校へ（学校の始業後に連絡してください。）

児童・生徒の家族等の引受者をしっかり確認し、経過を報告して、児童・生徒を預けてください。

こどもを守る110番の家再設置事務スケジュール（案）



報告第 4 号

美浦村図書ボランティア実施要綱について

令和元年 6 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

○美浦村図書ボランティア実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、美浦村中央公民館図書室（以下「公民館図書室」という。）及び村内の小中学校及び幼稚園並びに保育所の図書室等（以下「学校図書室等」という。）における図書ボランティアの活動について、基本事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、以下の各号によるものとする。

- (1) 図書ボランティアとは、公民館図書室及び学校図書室等での事業活動に理解と関心があり、公民館図書室において美浦村社会福祉協議会の美浦村ボランティアセンターに所属する図書ボランティア団体に登録をした事業協力者をいうものとする。
- (2) 図書室業務とは、公民館図書室及び学校図書室等における図書の管理、整理、修理、貸出返却の受付、美化清掃、その他図書室運営に必要な業務をいうものとする。

（所属及び活動内容）

第3条 図書ボランティアは、美浦村社会福祉協議会の美浦村ボランティアセンターに登録された図書ボランティア団体の所属となり、職務については公民館図書室の職員が統括するものとし、活動内容は図書室業務のうち次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書整理及び蔵書点検を主とした図書室業務の補助
- (2) 書架（本棚）及び資料整理
- (3) 資料（本）の修理
- (4) 図書室内、開架・閉架の環境美化及び備品清掃
- (5) その他、美浦村中央公民館図書室長（以下「室長」という。）が適当と認めたもの

（活動上の原則）

第4条 図書ボランティアの活動は、次の各号に掲げる事由を原則とする。

- (1) 利用者に親しまれる環境をめざし、人と人のふれあいを育てることを目的とする。
- (2) 活動は公共サービスの一部に携わるものであり、一定の規律と責任が伴うことを自覚し活動を行う。
- (3) ボランティア活動中は、公民館図書室職員及び学校司書（以下「職員等」という。）の指示に従うものとする。

（活動上の制限）

第5条 図書ボランティアの活動時間は、職員等の勤務時間内とする。

- 2 図書ボランティアは、利用者のプライバシー保護のため、図書システムを直接操作する作業は行わないものとする。

(登録)

第6条 図書ボランティアとして活動しようとする者は、美浦村図書ボランティア登録用紙（様式第1号）に必要事項を記載後、公民館図書室に届け出なければならない。

- 2 室長は、前項の届け出があったときは、当該届け出があったときの図書室業務の状況及びボランティアの従事状況を鑑みて、登録の可否について判断するものとし、当該判断の結果を前項の届け出をした者に通知し、登録を可としたときは、図書ボランティアであることを示す名札（様式第2号。以下「名札」という。）を交付するものとする。

- 3 図書ボランティアの登録日は、前項により室長が登録を可とした日を当該登録日とする。

- 4 図書ボランティアの登録有効期間は、前項の登録日から当該登録日が属する年度の最終日までとする。ただし、室長が翌年度の図書ボランティアを募集した場合において、その募集期間内に届け出た場合は、翌年度の初日から最終日までとする。

- 5 室長は、図書ボランティアの届け出により得た個人情報は、図書ボランティアの活動に必要である場合のみ、必要な事由について使用するものとする。

(変更及び取消)

第7条 図書ボランティアの登録をした者は、前条第1項の届け出の記載事項に変更が生じた場合、または登録の取り消しを希望するときは、公民館図書室に申し出なければならない。

- 2 公民館図書室は、前項の申し出があったときは、届け出の変更箇所を朱書きによる二重線取消のうえ、加除訂正をする。

(抹消)

第8条 室長は、図書ボランティアの登録をした者が公民館図書室及び学校図書室等の業務に支障のある行為等を行ったときは、その者に係る登録を抹消することができる。

(報酬)

第9条 ボランティア活動に対しての報酬及び交通費の支給は行わないものとする。

(ボランティア保険の加入)

第10条 図書ボランティアのボランティア保険は、図書ボランティア団体が所属する美浦村社会福祉協議会がその経費を負担するものとする。

- 2 前項におけるボランティア保険の事務手続きは、公民館図書室が行うものとする。

(名札の着用)

第11条 図書ボランティアがボランティア活動を行うときは、名札を着用しなければならない。

2 名札は公民館図書室の貸与とし、図書ボランティアが各自で保管する。

(遵守事項)

第12条 図書ボランティアが遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ボランティア活動にあたり、公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。

(2) ボランティア活動中に、政治活動、宗教活動、営利活動、風評の流布等の行為をしてはならない。

(3) ボランティア活動中に知り得た秘密及び利用者のプライバシーを、外部に漏らしてはならない。

2 前項第3号については、図書ボランティアとしての身分ではなくなった以降も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定める以外のことについては、図書ボランティアと公民館図書室及び学校図書室等で随時協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

美浦村 図書ボランティア登録用紙

申込日	年 月 日		
フリガナ			
氏 名			
住 所	(〒 ー)		
生年月日	年 月 日	性別	男・女
電話番号	自宅		
メール アドレス			
確認日時			確認者

様式第2号（第6条第2項関係）

としよ
図書ボランティア

氏 名

報告第 5 号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

令和元年 6 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 6 号中「2 4 日」を「2 5 日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。